



# けやき通信



ごあいさつ

## 「おちよぼ稲荷&国府宮神社参拝」

日に日に暖かくなり過ごしやすくなってきましたね。けやき通信28号が皆さまのお手元に届く頃には、桜が満開になっていると思います（印刷期間の関係で桜の写真を掲載することができませんので、InstagramかHPのブログに掲載します。）。

さて、先日、おちよぼ稲荷と国府宮神社を参拝してきました。

おちよぼ稲荷は串カツが有名ですが、私はいつも参道にある欧風カレーのお店で「オムレツカレー」を食べるのを楽しみにしています。ふわふわのオムレツが、少し辛いルーをマイルドにしてくれて絶妙に美味しいです。

国府宮神社は厄除け・厄祓いが有名ですね。毎日を元気に楽しく、またしっかり働くためにも健康が一番大切です。

今月のテーマ

## 「遺産の確認は大切に重要！」



### 1. 遺産とは・・・

遺産とは、亡くなった方が有していた財産のことです。ただ「財産」といっても現金・預貯金・不動産・株・投資信託・貸金債権といったプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も含まれます。また、賃貸マンションの賃貸人たる地位や保証人としての地位などの権利や義務も相続の対象です。

### 2. 遺産の確認は大切に重要

相続が発生した時、亡くなった方がどのような財産や権利義務を有していたかを確認することが大切です。なぜなら、プラスの財産よりマイナスの財産が多い場合、相続放棄を検討する必要があるからです。

### 3. 相続放棄

もう少し詳しく、「相続放棄」に触れていきます。相続放棄は、相続人にならないための手続きです。相続放棄をすれば相続人になりませんので、プラスの財産は承継できませんが、マイナスの財産や保証人としての地位も承継しなくて済みます。

相続放棄は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」に、家庭裁判所に対して行う必要があります。もし、3か月以内に手続きをしないときや、相続人として遺産を処分したときは相続放棄が出来なくなりますので注意が必要です。

### 4. 「相続放棄」と「遺産分割で財産を取得しない」ことの違い

遺産分割で亡くなった方の遺産を一切取得しないことを「放棄」とか「相続放棄」と表現することがあります。

しかし、この場合の「放棄」・「相続放棄」は、家庭裁判所に対して行う相続放棄と異なり、その方は相続人になります。

遺産分割で遺産の取得者を決められるのは、プラスの財産のみで、マイナスの財産は決めることができません。また、仮に、相続人間でマイナスの財産の取得者を決めても、債権者の同意がなければ、「自分はマイナスの財産は取得してません。」と主張することはできません。これは、「相続」という偶然の事情で、貸したお金の返還という債権者にとって一番重要な問題について、損をするような結果となることを避けるためです。

マイナスの財産を承継したくなければ、家庭裁判所に対して行う相続放棄しかありません。

### 5. 遺産の確認は難しい

上述のとおり、遺産の確認は、相続人となる・ならないかを定めるうえでも大切に重要ですが、それはとても難しいことです。なぜなら、亡くなった方の財産全てが「これだけです。」と、公的に証明してくれる制度がないからです。

遺産の確認は、ご家族が知っている情報をもとに自宅や貸金庫などを丁寧に探すしかありません。

なお、不動産に関しては、もう少し先ですが「特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行する制度」が始まる予定です（令和8年頃）。

今回は、各遺産の確認方法について述べていきます。次回もお楽しみにしてください。

## 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊  
TEL 0562-91-4350  
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103  
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日也对応可能です。）



### 主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・終活支援（成年後見等）
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

吉川事務所 豊明市

